

北海教区開拓伝道資金細則

1978年3月10日 制定
1980年5月9日 改正
1990年3月15日 改正
1990年9月18日 改正
1991年9月26日 改正
1994年3月10日 改正
2001年1月18日 改正
2004年3月12日 改正
2019年11月22日 改正

北海教区開拓伝道資金規程第4条の規定に基づき、資金の貸付及び給付に関し必要な事項は、この細則による。

(貸付及び給付の対象)

- 1 資金の貸付及び給付の対象は、教区内の教会・伝道所（以下「教会」と総称する。）及び関係団体が行う土地取得、会堂・牧師館建築・増改築及びこれらに準ずる事業のうち常置委員会が特に必要と認めたものとする。
- 2 過去に貸付を受けた教会は、その返済が完了するまでの間、再貸付を受けることができない。ただし、短期貸付については、この限りでない。

(貸付の種類)

- 3 貸付の種類は、貸付期間等に応じ長期貸付及び短期貸付とする。

(貸付限度額)

- 4 貸付額は、手許資金の範囲内で、かつ、次に定める金額を限度とする。
 - (1) 長期貸付は、土地・建物に係る事業を各1件とし、1件につき1,000万円を限度とする。
 - (2) 短期貸付は、1,000万円を限度とする。
 - (3) ただし、手許資金に余裕があり、かつ常置委員会が必要と認めるときはこの限りでない。

(貸付金の返済)

- 5 貸付金の返済は、次に定める期間及び方法で行うものとする。ただし、繰り上げ返済を妨げない。
 - (1) 長期貸付金は、貸付を受けた日の翌日から起算して10年以内に、原則として毎月、3か月、6か月又は1年毎の均等払の方法により全額を返済する。ただし、事情により、2年以内の期間に限り返済を据え置くことができる。
 - (2) 短期貸付金は、貸付を受けた日の翌日から起算して1年以内に、一時又は分割払の方法により全額を返済する。

(貸付金の利子)

- 6 貸付金の利子は、次に定めるところによる。
 - (1) 長期貸付金の利子は、年0.7%とし、貸付から1年毎の返済の都度元金と同時に徴収する。ただし、返済が遅滞した場合又は早期に返済した場合（返済予定日の1月前までに返済した場合に限る。）には、日割計算により利子額を増減する。
 - (2) 現住陪餐会員数概ね30人以下の教会が長期貸付を受ける場合、申請により常置委員会が必要と認めるときは、第4項第1号に定める貸付限度額のうち1件につき200万円を限度として利子を免除することができる。この場合、利子免除となる元金を優先して返済しなければならない。
 - (3) 短期貸付金の利子は、年1.0%とし、元金の返済と同時に徴収する。ただし、返済が遅滞した場合又は早期に返済した場合（貸付を受けた日の翌日から起算して10月以内に返済した場合に限り、分割払を含む。）には、日割計算により利子額を増減する。
 - (4) 現住陪餐会員数概ね30人以下の教会が短期貸付を受ける場合、申請により常置委員会が必要と認めるときは、教区一般会計から利子相当額を補助することができる。

(貸付の申請)

- 7 資金の貸付を受けようとする教会は、次の書類を添えた申請書を教区総会議長に提出する。
 - (1) 教会総会議事録又はこれに代わるもの
 - (2) 事業計画書（収支予算書又は見込予算書を含む）

(3) 貸付金返済計画書（返済資金造成計画書を含む）

(貸付の決定)

- 8 教区総会議長は、前項に定める書類を受理したときは、常置委員会に諮り、貸付の可否及び貸付金額を決定する。
- 9 教区総会議長は、前項の規定により貸付をすると決定した教会に対してはその旨を、貸付をしないと決定した教会に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知する。

(貸付金の交付)

- 10 貸付決定の通知を受けた教会は、次の書類を教区総会議長に提出する。
 - (1) 貸付金交付申請書（様式は別に定める）
 - (2) 借用書及び返済計画書（様式は別に定める）
- 11 教区総会議長は、前項に定める書類を受理したときは、その内容を審査し、速やかに貸付金を交付するものとする。

(資金の給付)

- 12 現住陪餐会員数概ね 30 人以下の教会、その他特別な事情がある教会及び関係団体の申請により常置委員会が必要と認めるときは、資金を給付することができる。ただし、給付する資金の使途について条件を付けることがある。
- 13 給付額は、年間 500 万円を超えない範囲内で常置委員会が決定する。ただし、開拓伝道等の実施計画、資金蓄積の推移等を勘案して常置委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 14 給付の申請、決定及び交付に関する手続きは、第 7 項から第 11 項までの規定（第 7 項第 3 号及び第 10 項第 2 号の規定を除く。）を準用する。この場合において、「貸付」とあるのは「給付」と読み替えるものとする。

(実施細目)

- 15 この細則の実施に関し必要な事項は、常置委員会が定める。

(細則の改廃)

- 16 この細則は、常置委員会の議決により改廃することができる。

付 則

- 1 この細則は、1978 年 2 月 1 日から実施する。
- 2 削除

付 則（1980 年 5 月 9 日）

この細則は、1980 年 5 月 9 日から実施する。

付 則（1990 年 3 月 15 日）

この細則は、1990 年 3 月 15 日から実施する。

付 則（1990 年 9 月 18 日）

この細則は、1990 年 9 月 18 日から実施する。

付 則（1991 年 9 月 26 日）

この細則は、1991 年 9 月 27 日から実施する。

付 則（1994 年 3 月 10 日）

- 1 この細則は、1994 年 3 月 10 日から実施し、同年 4 月 1 日以後の貸付分から適用する。
- 2 第 6 項第 3 号に定める利子補助を行うため、1995 年度以降教区一般会計予算にこれを計上するものとする。

付 則（2001 年 1 月 18 日）

- 1 この細則は、2001 年 1 月 18 日から実施する。
- 2 この細則の実施日において現に教区他から貸付・融資を受けている教会は、第 2 項の規定にかかわらず、追加貸付を受け、又は借り換えを行うことができる。この場合、貸付限度額、返済方法、申請手続その他の必要事項については、改正後の細則を基本として常置委員会が個別に定める。

付 則（2004 年 3 月 12 日）

この細則は、2004 年 3 月 12 日から実施する。

付 則（2019 年 11 月 22 日）

- 1 この細則は、2019 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 この細則の実施日において現に教区から貸付を受けている教会は、実施日から新利率を適用し、第 2 項の規定にかかわらず追加貸付を受けることができる。